

## 神奈川県在宅医療推進協議会 訪問看護部会設置要綱（案）

## （設置）

第1条 この要綱は、神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県在宅医療推進協議会訪問看護部会の設置等に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事項）

第2条 訪問看護部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 訪問看護の実態調査に係る計画・実施・報告・評価に関すること。
- （2） 県の在宅医療における訪問看護の課題に関すること。
- （3） 県内の訪問看護師の確保・育成に関すること。
- （4） 県民及び医療従事者に対する訪問看護の普及啓発に関すること。
- （5） その他、訪問看護の推進および他職種との連携に関すること。

## （構成員）

第3条 訪問看護部会は、次に掲げる団体により選出された委員によって構成する。

- （1） 神奈川県看護協会
  - （2） 神奈川県訪問看護ステーション協議会
  - （3） その他県内において地域の訪問看護事業者を代表する法人
  - （4） 神奈川県域の保健福祉事務所の代表
- 2 委員の任期は令和3年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の在任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

## （委員長）

第4条 訪問看護部会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

## （会議）

第5条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## （事務局）

第6条 訪問看護部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループで処理する。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、訪問看護部会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、令和2年〇月〇日から施行する。